

○ 交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（通達）

（平成 31 年 3 月 6 日付け通達香運免第 200 号）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条第 1 項に定める意見の聴取又は法第 104 条の 2 第 2 項に規定する聴聞（以下「意見の聴取等」という。）は、意見の聴取等の期日及び場所を公示し、公開により行わなければならないとされている。

交通事故若しくは道路外致死傷（以下「交通事故等」という。）の被害者又は遺族（以下「被害者等」という。）から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日、場所その他参考となる事項（以下「意見の聴取等の期日等」という。）について、問合せがあった場合等には、下記のとおり回答するなど、被害者等への適切な対応に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、「交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問い合わせへの対応について」（平成 11 年 9 月 20 日付け香免第 272 号ほか）は廃止する。

記

1 意見の聴取等の期日等の回答

交通事故等の被害者等からの問合せについては、次の方法等により意見の聴取等の期日等を回答するものとする。

- (1) 運転免許課に、交通事故等の被害者等から直接問合せがあった場合には、行政処分係が回答すること。
- (2) 当該交通事故等の取扱い警察署又は高速道路交通警察隊等（以下「警察署等」という。）に問合せがあった場合には、運転免許課に意見の聴取等の期日等を照会の上、警察署等から被害者等に回答すること。
- (3) 被害者等からの問合せがあった時点において、意見の聴取等の期日等が決定されていなかった場合には、運転免許課と警察署等との連携を密にし、決定後速やかにいずれかの所属から被害者等に回答すること。

また、警察署等に被害者等からの問合せがあった時点において、当該交通事故等に係る事故登録票等が送付されていない場合には、事故登録票等の欄外に「意見の聴取等の期日等の連絡希望、被害者等の連絡先等」を記載して運転免許課へ送付するものとする。送付を受けた運転免許課では、別添意見の聴取等の期日等の連絡希望者リストを作成の上、意見の聴取等の期日等が決定した時点で被害者等に確実に連絡するなど、その経過を明らかにしておくこと。

2 留意事項

- (1) 意見の聴取等会場での傍聴者の立場等

運転免許課又は警察署等において被害者等からの問合せに対し、意見の聴取等の期日等について回答する場合、

- 意見の聴取等の会場においては、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）の規定により、意見の聴取等の主宰者等の指示に従うこと。
- 意見の聴取等の場において発言することはできないこと。
- 意見の聴取等の傍聴席には限りがあること。
- 意見の聴取等の期日に加害者が欠席する場合もあり得ること。

等を申し添えること。

(2) 意見の聴取等会場の傍聴席の確保

意見の聴取等については、公開により行うものとされていることに鑑み、傍聴席の確保に配慮すること。

3 対応要領等

別紙「交通事故にかかる意見の聴取等の期日等の問合せへの対応要領」のとおり。

別 紙

交通事故等にかかる意見の聴取等の期日等の問合わせへの対応要領

項 目	内 容	
申出人 (問合わせをする者)	○ 交通事故・道路外致死傷の被害者又は遺族 (事故の軽重を問わない)	
受理窓口	○本部免許課 ○当該事故を取扱った警察署等	
回答所属	○本部免許課に問合わせがあったものは、免許課行政処分係 ○当該事故を取扱った警察署等に問合わせがあったものは、当該事故を取扱った警察署等	
回答する内容	意見の聴取等の期日が決定している場合	○開催予定日時・場所を回答
	意見の聴取等の期日が決定されていない場合	○期日が決定後速やかに回答
	意見の聴取等に該当しない場合	○該当しない旨を教示
回答の手續	1 問合わせの受理 [免許課・警察署・高速隊]	○当該事故の内容等を確認、回答連絡先について聴取する。 (電話録取書を作成) ○免許課行政処分係に照会する。 [警察署・高速隊]
	2 該当事案の期日等を調査 [免許課]	○該当事案の期日等を調査確認し、照会先の警察署・高速隊に回答する。
	3 免許課に問合わせがあった場合の回答	○電話又は口頭により回答する (電話録取書を作成)
	4 警察署・高速隊に問合わせがあった場合の回答	○免許課行政処分係からの照会結果を電話又は口頭により回答する。 (電話録取書を作成)
	5 関係記録の整理 [免許課]	○受理状況(電話録取書)、回答状況(電話録取書)を免許課に送付する。 ○免許課では1年間保管管理する。